

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六
- 道路の区域を変更する件二件 六
- 道路の供用を開始する件四件 六
- 随意契約の相手方を決定した件 九
- 肥料登録の有効期間を更新した件 九
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 九
- 一般競争入札を行う件 九

告示

福島県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年二月二十四日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町一四番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
県道広野 小高線	双葉郡檜葉町大字波倉 字細谷一三四番六三 地先から	変更前	A 五・四〇 五二・〇	四、一三六〇・五
	同 郡富岡町大字仏浜 字釜田四一番一二地 先まで	変更後	B 一一・八〇 一六一・〇	三、二四〇・〇
	同 郡富岡町大字仏浜 字釜田四一番一二地 先まで	変更前	A 五・四〇 四五・〇	三、二六一・四
	同 郡富岡町大字波倉 字細谷七六番二地先 から	変更後	B 一一・八〇 五八・〇	三、二四〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第百二十七号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県中建設事務所で令和五年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供す
 る。

令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	石川郡石川町大字形見 字明内二一番一地从か ら	変更前 A 七・八〇 四一・〇〇	A 七・八〇 四一・〇〇	四、六七三・一
	同 郡同 町字長久保 九一番一地从先まで	変更前 B 一〇・七〇 一〇七・〇〇	B 一〇・七〇 一〇七・〇〇	一、三八三・二
同 郡同 町字長久保 九一番一地从先まで	石川郡石川町大字形見 字明内二一番一地从か ら	変更前 C 一三・〇〇 一三五・〇〇	C 一三・〇〇 一三五・〇〇	三、六〇九・二
	同 郡同 町字一ノ沢 三二五番一地从先まで	変更前 D 六・九〇 一八・八〇	D 六・九〇 一八・八〇	一、一三六・〇
同 郡同 町字新町四 四番九地先まで	石川郡石川町大字形見 字明内二一番一地从か ら	変更前 A 七・八〇 四一・〇〇	A 七・八〇 四一・〇〇	四、六七三・一
	同 郡同 町字長久保 九一番一地从先まで	変更前 B 一〇・七〇 一〇七・〇〇	B 一〇・七〇 一〇七・〇〇	一、三八三・二
同 郡同 町字新町四 四番九地先まで	石川郡石川町大字形見 字明内二一番一地从か ら	変更前 C 一三・〇〇 一三五・〇〇	C 一三・〇〇 一三五・〇〇	三、六〇九・二
	同 郡同 町字一ノ沢 三二五番一地从先まで	変更前 D 六・九〇 一八・八〇	D 六・九〇 一八・八〇	一、一三六・〇

三番一地从先まで	C 一三・〇〇 一三五・〇〇	三、六〇九・二
石川郡石川町大字形見 字明内二一番一地从か ら	D 六・九〇 一八・八〇	一、一三六・〇
同 郡同 町字境ノ内 三二五番一地从先まで		
石川郡石川町字屋敷ノ 入二二七番一地从先から		
同 郡同 町字新町四 四番九地先まで		

(道路計画課)

福島県告示第百二十八号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建
 設事務所で令和五年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道広野小高線	双葉郡楢葉町大字波倉字細谷七六 番二地先から 同 郡富岡町大字仏浜字釜田九〇 番一地从先まで	令和五年二月二六日

(道路計画課)

福島県告示第百二十九号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設
 事務所で令和五年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道いわき石川線	石川郡石川町大字形見字明内二	令和五年二月二五日

番一地从先から 同 郡同 町字境ノ内三二五番一 地先まで 石川郡石川町字屋敷ノ入二二七番 一地从先から 同 郡同 町字新町四四番九地先 まで
--

(道路計画課)

福島県告示第百三十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
 設事務所で令和五年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道飯野三春石川線	石川郡石川町字屋敷ノ入二二七番 一地从先から 同 郡同 町字屋敷ノ入一八九番 一地从先まで	令和五年二月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第百三十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中
 設事務所で令和五年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道石川鴉子線	石川郡石川町大字双里字双里五番 一地从先から 同 郡同 町大字双里字神主一七 番二地从先まで	令和五年二月二十五日

公 告

(道路計画課)

公告第37号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年2月24日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁東分庁舎ほか16施設の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年12月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額
135,392,775円（予定使用電力量 4,213,430kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当
(施設管理課)

公告第三十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	更新した登録の有効期限
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				
837	混合有機質肥料	混合有機質肥料101号	10.0	1.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	Hコープ アグ リ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	令和8年3月15日

(農業総合センター)

公告第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、浪江町から浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和五年二月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
 - 二 縦覧場所
- 縦覧図、計画図及び計画書の写し
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第40号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和5年2月24日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品等の名称及び数量**

- | | | |
|---|----------------|----|
| ア | 除雪ドーザ1（18t級） | 1台 |
| イ | 除雪ドーザ2（18t級） | 2台 |
| ウ | ロータリ除雪車（2.6m級） | 1台 |
| エ | 除雪トラック（7t級） | 1台 |
| オ | 小型除雪車（1.0m級） | 1台 |

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。**(3) 納入期限**

- | | |
|---|--------------|
| ア | 令和6年3月14日（木） |
| イ | 令和6年3月14日（木） |
| ウ | 令和6年3月14日（木） |
| エ | 令和6年3月14日（木） |
| オ | 令和6年3月14日（木） |

(4) 納入場所

- | | |
|---|--|
| ア | 福島県会津若松建設事務所蟹川除雪車庫（福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神） |
| イ | 福島県吾妻土湯道路管理所（福島県耶麻郡猪苗代町大字若宮字朴木平甲2963番地9）及び福島県大峠・日中総合管理事務所（福島県喜多方市熱塩加納町熱塩字弥平沢山丙1453番地31号） |
| ウ | 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1） |

- エ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地3）
オ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
(3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和5年3月22日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和5年3月22日（水）午後5時まで必着とする。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において令和5年2月24日（金）から同年3月22日（水）まで（土曜日及び日曜日並びに同月21日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙40枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和5年3月6日（月）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 令和5年3月6日（月）午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- | | | |
|------------------|--------------------|-------------|
| ア 1の(1)のアに掲げる物品等 | 令和5年4月7日（金）午後1時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| イ 1の(1)のイに掲げる物品等 | 令和5年4月7日（金）午後1時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
| ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 | 令和5年4月7日（金）午後2時 | 福島県出納局入札用度課 |
| エ 1の(1)のエに掲げる物品等 | 令和5年4月7日（金）午後2時20分 | 福島県出納局入札用度課 |
| オ 1の(1)のオに掲げる物品等 | 令和5年4月7日（金）午後2時40分 | 福島県出納局入札用度課 |
- （郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和5年4月6日（木）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦
情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320
号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の
執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Tractor with Snow Plow1 (18t class) 1 unit
 - ② Tractor with Snow Plow2 (18t class) 2 units
 - ③ Rotary Snow Plow (2.6m class) 1 unit
 - ④ Snow Removing Truck (7t class) 1 unit
 - ⑤ Small Snow Plow (1.0m class) 1 unit
- (2) Time-limit of tender (by hand):
 - ① 1:20 p.m., 7 April 2023
 - ② 1:40 p.m., 7 April 2023
 - ③ 2:00 p.m., 7 April 2023
 - ④ 2:20 p.m., 7 April 2023
 - ⑤ 2:40 p.m., 7 April 2023
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 6 April 2023
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima
960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)